

障発0329第21号
平成25年3月29日

各
都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長
中核市市長
殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

福祉型障害児入所施設（主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）又は障害者支援施設を併設する場合の取扱いについて

福祉型障害児入所施設（主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。以下同じ。）の運営については児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に、障害者支援施設の運営については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第177号）の規定によることとされているところであるが、福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設のうちいずれかを併設する場合については、以下に定める取扱いによることができることとし、平成25年4月1日より適用することとしたので、その適切かつ円滑な運営が図られるよう特段の配慮をお願いする。

なお、「知的障害者援護施設と知的障害児施設と併設する場合の取扱いについて」（昭和36年7月4日社発第519号厚生省社会局長・児童局長連名通知）、「知的障害児施設・盲児施設・ろうあ児施設・知的障害者更生施設の併設型施設の取扱いについて」（平成11年7月19日障第452号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）及び「知的障害児施設、盲児施設、ろうあ児施設又は障害者支援施設を併設する場合の取扱いについて」（平成19年3月30日障発第0330005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、同通知に基づき設置された併設型施設（旧知的障害者更生施設に係るものに限る。）の取扱いについては、なお従前の例による。

記

第一 目的

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）が改正され、18歳以上の障害児施設入所者については、他の障害者と同様、障害者施策（障害者自立支援法（平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。））に基づく障害福祉サービス等）により対応することができるようにするなどの見直しを図ったところである。

この見直しを踏まえ、福祉型障害児入所施設の一部を障害者支援施設に転換すること等により、18歳以上の障害者が入所する障害児施設において、障害児入所施設障害者を退所させることなく支援を継続することや入所児童の適切な処遇等を図ることとする。

なお、指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定福祉型障害児入所施設の基準を満たすことをもって、指定障害者支援施設の基準を満たしているものとみなすことができるとされているが、当該施設については本通知の適用外となるものである。

第二 共通事項

1 本体施設と併設施設の位置づけ

(1) 各々の施設の定員を比較して、定員の多い施設を本体施設として位置づけ、他方を併設施設として位置づけること。

なお、定員が同数の場合は、いずれかの施設を本体施設として位置づけること。

(2) 本体施設と併設施設は、同一敷地内に設置するものであること。

2 入所定員

施設の入所定員は、第三において定める区分により設定すること。ただし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設と障害者支援施設を併設する場合においては、第三において定める区分以外の定員設定も可能であること。

本通知に基づく併設施設（障害者支援施設を除く。）の入所定員の設定に

当たっては、実際の利用人員(措置を含む。)に見合う定員とすること。

3 設備

本体施設及び併設施設は、それぞれ施設種別に応じて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に定める施設の基準を満たすこと。

なお、入所者の処遇及び施設の運営に支障がない場合は、設備の一部を共用して差し支えないこと。

4 職員の配置

別途定めるところによること。

第三 併設する組み合わせと入所定員

1 主として知的障害児（自閉症児を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設と障害者支援施設を併設する場合

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設が本体施設の場合

併設する障害者支援施設の入所定員 10人以上20人以下

(2) 障害者支援施設が本体施設の場合

併設する主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設の入所定員 10人以上20人以下

2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設と主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

(1) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設が本体施設の場合

併設する主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の入所定員 5人以上30人以下

(2) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設が本体施設の場合

併設する主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設の入所定員 5人以上30人以下

3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設と障害者支援施設を併設する場合

- (1) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設が本体施設の場合
併設する障害者支援施設の入所定員 10人以上20人以下
 - (2) 障害者支援施設が本体施設の場合
併設する主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設の入所定員 5人以上30人以下
- 4 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設と障害者支援施設を併設する場合
- (1) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設が本体施設の場合
併設する障害者支援施設の入所定員 10人以上20人以下
 - (2) 障害者支援施設が本体施設の場合
併設する主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の入所定員 5人以上30人以下
- 5 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設及び障害者支援施設を併設する場合
- (1) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設が本体施設の場合
 - ① 併設する主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所の入所定員 5人以上30人以下
 - ② 併設する障害者支援施設の入所定員 10人以上20人以下
 - (2) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所が本体施設の場合
 - ① 併設する主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設の入所定員 5人以上30人以下
 - ② 併設する障害者支援施設の入所定員 10人以上20人以下
 - (3) 障害者支援施設が本体施設の場合
 - ① 併設する主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設の入所定員 5人以上30人以下
 - ② 併設する主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所の入所定員 5人以上30人以下

第四 その他

- 1 事務費及び事業費の保護単価(障害者支援施設を除く。)

別途定めるところによること。

2 その他

本通知に基づく併設型施設については、新たに整備する場合も同様の取扱いとするものであること。